

除雪

快適な冬を過ごすために

についての

網走市からの

🗝️ 網走市

5つのお願い

1 路上駐車はやめましょう

★路上に1台でも放置車両があると、その箇所の除雪ができなくなります。事故の要因や、緊急車両が通行できなくなるなど、大変危険ですので路上駐車はやめましょう。

2 道路への雪出しはやめましょう

★家庭、企業の敷地や玄関前の雪を道路に出すことは、通行に支障が生じるのでやめましょう。また、ロードヒーティング上へ雪を出すことは、路面凍結を防ぐ効果が薄れて思わぬ事故につながるおそれがあるのでやめましょう。

3 歩道や車道に物を置くのはやめましょう

★自宅の車庫前や縁石ふちには、鋼板・木片・段差解消スロープなどを置くのはやめましょう。除雪車や近隣家屋の破損など事故につながるおそれがあります。

★歩道は子どもやお年寄りなど、みんなが利用します。障害物が放置されていると、歩道に雪が残ってしまい、事故につながります。

4 早朝の除雪作業にご理解を

★除雪作業は早朝から行い、できる限り通勤・通学の時間までに終了するように努めています。

※大雪のときや明け方から雪が降り始めたときは、朝までに間に合わない場合がありますので、ご理解をお願いします。

5 除雪後の間口(玄関・車庫前)の雪処理のご協力を

★除雪は限られた時間内での作業となることから、道路の雪を左右にかき分ける「かき分け除雪」を行っています。そのために、どうしても各家庭の間口(玄関・車庫前)に雪が残ってしまいます。間口に残った雪処理は、各ご家庭のご協力をお願いします。



間口(玄関・車庫前)の雪処理はご家庭で

「道路への雪出し」は法律で禁止されています!

- 道路交通法第76条第4項第7号では、道路における交通の危険や妨害となるおそれがある行為が禁止されており、道路交通法施行細則第19条第2号にその禁止行為として「道路に雪をまき、又は捨てること」と規定されています。
- この規定に違反した者は、道路交通法第120条により、5万円以下の罰金に処せられます。

⚠ 冬道の注意事項(事故防止)

- 「すべる! せまい! 見通しが悪い!」というのが冬道です。ドライバーは、坂道・日陰・交差点付近手前からは**早めにブレーキを踏み減速運転**を心がけましょう。
- ドカ雪などで歩道除雪が間に合わず、歩行者が車道の端を通行する場合があります。**歩行者を優先し、徐行運転**をしましょう。
- 早朝、夕暮れ時は気温の低下が著しいため、道路がブラックアイスバーンとなり融雪剤も効かない場合があります。
特に日陰、カーブ、橋、トンネルの前後は滑りやすいので注意しましょう。

🚗 ロードヒーティングについて

- ロードヒーティングの稼働期間は、**12月1日から3月31日まで**です。(ただし、道路状況により変更になることがあります。)
- スリップ事故の防止対策として坂道などにロードヒーティングや融雪剤・微砂利散布を行っています。効果は万能ではありません。ドライバーの皆さんは過信せずに減速運転を心がけましょう。

📞 LINEによる通報受付

- 雪による道路交通の支障箇所などを発見した場合に、写真と位置情報を添えて通報することができます。

※間口の雪に関する通報は受付できませんのでご承知おきください。

◆登録方法・・・以下のURLまたは右記の二次元コードをご活用ください。

<https://lin.ee/kY2HHlv>



今年から微砂利の設置場所が変わります!!

市役所の移転に伴い微砂利置場も**エコセンター2000**に移転することになりました。市民の皆様にはご不便をおかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。

- 微砂利は1人3袋までです。
- 開設期間12月1日～3月31日



▲新微砂利置場



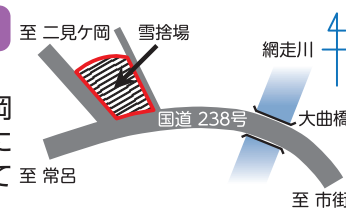
🚗 雪捨場の利用について (大曲雪捨場・潮見雪捨場)

市民の皆さん 午前6時から午後7時まで利用できます。

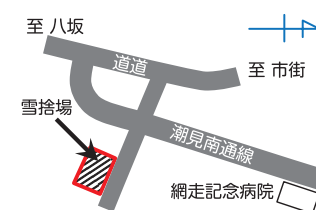
除排雪業者等 午前6時から午後6時まで利用できます。

利用期間
12月1日～3月31日まで

大曲雪捨場
一般国道238号
大曲橋から二見ヶ岡
方面へ約500m先に
「雪捨場」と表示して
います。



潮見雪捨場
潮見南通線
網走記念病院から
八坂方面へ約
300m先の左側
にあります。



雪捨場を利用する皆様へ

- ゴミ等を絶対に混入させないこと。
- 作業車には絶対に近づかないこと。
- 反動を利用したバック走行による雪下ろしは絶対にしないこと。
- 上記ルールに違反した場合は今後の利用をお断りする場合があります。

網走市 都市管理課道路河川係

除雪の担い手アンケート調査へのご協力をお願い

このアンケートは、除雪にご協力いただける方を対象に、除雪業務をお願いできないか検討するためのアンケート調査です。

回答される方は、右記の二次元コードを読み取り、質問に沿ってご回答願います。

※アンケート用紙は市役所でお渡しすることもできます。

個人向け

企業向け



問合せ 網走市都市管理課(道路河川係) ☎(0152)67-5612

🌳 「公園などへの雪置き」について

道路除雪によって玄関前や車庫前に溜まった雪を、公園などを雪置場として、利活用することができます。

利用を希望する公園や空き地がありましたら「町内会」、「複数戸で組織する団体」及び「自治会」の代表の方は、用地公園係までご連絡ください。

問合せ 網走市都市管理課(用地公園係) ☎(0152)67-5614